

日本赤十字九州国際看護大学公的研究費等運営・管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字九州国際看護大学（以下「本学」という。）における公的研究費の適正な運営・管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省及び他府省が所管する競争的資金制度に基づき配分される研究資金をいう。

- 2 前項に掲げる公的研究費以外の競争的資金等の交付を受けようとする場合においてもこの規程を準ずる。
- 3 この規程において「研究者等」とは、本学の非常勤を含む教員、事務職員およびその他の本学の公的研究費等の運営・管理に関わるすべての者をいう。
- 4 この規程において「不正」とは、捏造、改ざん及び濫用等の不正行為、実態を伴わない謝金、給与または旅費の請求、架空請求による業者への預入金等、本学の規程及び法令等に違反して公的研究費等を使用する不正使用をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費等の取扱いについては、関係法令並びに交付等の際の条件及び本規程を遵守しなければならない。

第2章 運営及び管理体制

(最高管理責任者)

第4条 本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者を学長とし、学内外に職名を公表する。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、第5条に規定する統括管理責任者及び第6条に規定するコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の適切な運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

- 第5条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者を事務局長とし、学内外に職名を公表する。
- 2 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、大学全体の具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者へ報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者)

- 第6条 部局等（事務局を含む。）における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という。）を学部長とし、学内外に職名を公表する。
- 2 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次の各号に定める業務を行わなければならない。
- (1) 自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- (2) 不正防止を図るため、研究者等に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- (3) 研究者等が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 3 推進責任者は、必要に応じてコンプライアンス推進副責任者（以下、「副責任者」という。）を任命することができる。副責任者は、推進責任者の指示のもと、推進責任者が行う前条の業務について具体的な対応を推進するものとする。
- 副責任者は、財務課長をもって充てることとし、学内外に職名を公表する。

(研究倫理教育責任者)

- 第7条 広く研究活動にかかる教職員ならびに研究者倫理に関する規範意識を徹底していくため本学の学生を対象に定期的に研究倫理教育をする者として研究倫理教育責任者を置き、研究倫理審査委員長をもって充てることとし、学内外に職名を公表する。

第3章 適正な運営及び管理のための環境整備

(ルールの明確化)

- 第8条 公的研究費に係る事務処理の取扱いは、別に定めのある場合のほか、学校法人日本赤十字学園経理規程および日本赤十字九州国際看護大学教職員ハンドブック等に基づき、ルールの明確化、統一化を図るとともに、研究者等に対して周知徹底を図り、効率

的な研究遂行を適切に行う。

(職務権限の明確化)

第9条 最高管理責任者は、研究者等の権限と責任について、学校法人日本赤十字学園看護大学規程をふまえ、職務権限に応じた決裁手続きを構築する。

第4章 教職員の意識向上

(関係者の意識向上)

第10条 最高管理責任者は、研究者等の公的研究費等に対する意識向上を図るため、公的研究費等の適正執行に関する説明会の開催などの必要な方策を講じなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者は、研究者等に対し、コンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施し、受講状況および受講者の理解度について把握し、誓約書の提出を求め、遵守事項等の意識付けを図らなければならない。

3 誓約書の内容は次のとおりとする。

(1) 本学の規則等を遵守すること。

(2) 不正を行わないこと。

(3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学または配分機関の処分及び法的な責任を負うこと。

4 コンプライアンス教育等に係る研修会の受講及び誓約書の提出がない研究者等は、競争的資金等の申請及び運営・管理ができないこととする。

(研究者等の責務)

第11条 公的研究費の運営・管理に関わる全ての研究者等は、別に定める行動規範により誠実に行動しなければならない。

2 研究のために収集または生成した資料、情報及びデータ等を一定期間（5年間）保存しておかなければならない。ただし、関連する法令または関係規程等に保存期間の定めのある場合は、それらに従うものとする。

第5章 不正使用に係る調査、処分等

(通報窓口)

第12条 公的研究費の適正な運営・管理を図るため、公的研究費の不正に関する本学内外からの情報提供を受け付けるための窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口は、研究倫理審査委員会及び事務局総務課とし、不正に係る通報があった場合は最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者に速やかに報告す

る。また、第三者機関告発通報窓口は弁護士法人小野総合法律事務所とする。

3 通報窓口の担当係等は、公開するものとする。

(調査委員会)

第13条 研究活動における不正行為や不正使用があった場合又は不正行為・使用の疑いがある事案が生じた場合、最高管理責任者は不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、「日本赤十字九州国際看護大学における公的研究費不正に係る調査等に関する取扱規程」（以下、「不正にかかる調査等取扱規程」という。）に基づき、必要な調査を行うものとする。

(懲戒)

第14条 前条の定めによる調査の結果、公的研究費等において不正の事実が認められた者については、日本赤十字九州国際看護大学就業規則に則り、懲戒処分を行うものとする。

2 各責任者において、管理監督の責任が十分に果たされず、結果として不正を招いた場合には、前項に準じて取り扱うものとする。

第6章 不正使用の防止

(不正防止計画の策定・実施)

第15条 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定、実施するため、その計画の推進を担当する部署（以下、「不正防止計画推進部署」という。）を置く。

- 2 不正防止計画推進部署は財務課とし、大学全体の具体的な対策を策定、学内外へ公表し、実施状況を最高管理責任者へ報告する。
- 3 不正防止計画推進部署は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を本学のホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営及び管理

(執行状況の確認等)

第16条 コンプライアンス推進責任者および副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認められる場合は、研究者に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導しなけれ

ばならない。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、コンプライアンス推進責任者等は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた最善策を研究者等に講じるものとする。

(財源の特定)

第17条 研究者等は公的研究費の執行状況を的確に把握するため、発注の段階において支出財源を特定して発注するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第18条 一定の取引実績のある取引業者に対し、コンプライアンス推進責任者等は、本学の不正対策に関する方針等を周知させるとともに誓約書等の提出を求めるこことし、不正な取引に関与した業者については、取引停止等の措置を講ずるものとし、処分内容は最高管理責任者が決定するものとする。

(発注及び検収業務等)

第19条 物品の購入、製造及び修理に係る契約に伴う発注は、学校法人日本赤十字学園経理規程等の定めにより行うものとし、原則事務局財務課で行う。但し、急を要するもの及び専門的物品の発注を必要とする場合は、財務課に相談するものとする。

また、検収業務については、すべての購入物品に対して、事務局財務課による納品書と現物との確認を受けなければならない。

2 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作業、機器の保守・点検など）に関する検収については、事務局財務課職員が仕様書や計画書等との整合性の確認を行うが、納品物や作業状況等について十分な心証を得ることができない場合は、取引先への確認または必要に応じて発注者以外の専門的知識を有する者の確認を受けることとする。

(非常勤職員の雇用等)

第20条 非常勤職員の雇用等により研究協力を得る場合は、雇用依頼者及び事務職員が勤務状況等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第21条 研究遂行上必要な出張については、学校法人日本赤十字学園旅費規則等（以下、「旅費規則等」という。）の定めにより行うものとし、あらかじめ最高管理責任者までの承認を得て、出張後は出張報告書及び出張の事実を証明するものを提出しなければなら

ない。

第8章 情報伝達を確保する体制

(事務処理相談窓口)

第22条 公的研究費に係る事務処理手続き及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受け付けるための窓口は、事務局財務課に設置するものとし、学内外に公表する。

第9章 モニタリング等

(内部監査)

第23条 公的研究費の運営・管理を行うため、日本赤十字九州国際看護大学公的研究費に係る内部監査要綱に基づき、公正かつ的確な監査を行うものとする。

(運営・管理の見直し)

第24条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理体制の見直しを行い、必要に応じて統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等に運営・管理の改善を指示するものとする。

(補則)

第25条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、最高管理責任者が別に定める。

(規程の改廃)

第26条 この規程の改廃は、経営会議の議を経て、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。